

県の自主ルールについて

1 県自主ルール

下記のとおりとする。(県内の海域すべてを対象)

(1) 遊泳者等から概ね 100m以上離れて航行

- ・やむを得ず 100m 以内に近づく場合は、最徐行 (アイドリング速度：目安 5km/h[※])
※機種等によって異なるが、最も引き波が小さい速度
- ・ローカルルールが設定されている場所では、ローカルルールを遵守

(2) 飲酒操縦の禁止

(3) 港湾、海岸等での迷惑行為の禁止

- ・ゴミ放置、迷惑駐車、騒音等の行為は禁止

2 考え方

- ① 連絡調整会議の構成員が納得できる部分からルール化する

【例】遊泳者等から概ね 100m以上離れて航行

- ② 議論が残る部分はルール化せず、検討課題 (必要な箇所は、ローカルルールで対応)

【例】沿岸から概ね 100mの区域は徐行 (8km/h)

3 適用

令和 4 年 7 月より適用

[参考] 第 1 回連絡調整会議 (6 月 2 日) での主な意見

- ・遊泳者から 100m以上離れて航行するというルールは必要
(今年、明石市内の講習会での実験でも、人からの距離は 100m必要)
- ・徐行区域を県内一律で沿岸から概ね 100m と設定するのは困る。各地域の実情に応じて、慎重に検討していくことが必要
- ・水上オートバイの性能は機種によって異なるので、8 km/h・5 km/h といった具体的な数値ではなく、アイドリング速度という表現が好ましい
- ・水上オートバイは危険という世間のイメージを払拭するためには、目安となる速度を明示して、県民にわかりやすい表現とすべき
- ・守れないルールでは意味が無いので、関係者が納得できる部分からルール化し、残りは検討課題として引き続き議論すべき